

(別記様式第4号)

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	災害による猟銃の亡失者等に係る技能検定等の免除	
担当部局	警察庁生活安全局保安課	
評価実施時期	平成26年9月	
規制の目的、内容及び必要性	<p>現行の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)第5条の2第3項第2号は、やむを得ない事情によって所持許可の更新を受けることができずに許可が失効した者について、その事情がやんだ日から1月以内に許可を受けるのであれば、現に猟銃を所持している場合に準じて技能検定(同項第3号)及び射撃教習(同項第4号)を免除する救済措置を規定している。</p> <p>これは、猟銃の取扱いの不慣れから生じる事件や事故を防止するため、猟銃の所持の許可については、所持しようとする種類の猟銃に係る技能検定又は射撃教習を課しているところ、直近まで猟銃の所持許可を受けていて、技能講習修了証明書の交付を受けた日から3年を経過していない者については、一定の基本的な技能を有していると認められることから、更新を受けることができなかったやむを得ない事情がやんだ後、速やかに許可の申請をした場合に限り、技能検定等を免除する救済措置を講ずることとしているものである。</p> <p>しかしながら、現行の救済措置の対象となる者は、許可の期間が満了して許可が失効した者に限られており、震災、風水害、火災その他の災害により猟銃を亡失等して許可が失効した者については、一定の基本的な技能を有していると認められる者であっても、原則どおり技能検定又は射撃教習が必要となるため、東日本大震災を契機として、こうした取扱いを見直すべきではないかとの指摘がなされている。</p> <p>さらに、近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣について、急速な個体数増加や分布拡大が起きており、鳥獣による被害は、農林水産業にとどまらず、生態系、生活環境等広い範囲に及んでおり、また、拡大傾向にある。農作物の被害総額は年間200億円前後で推移しており、これらの被害を抑止するためには、一般狩猟による捕獲を促進することも有効であるとされていることから、災害による猟銃の亡失者等を救済措置の対象とすることは、鳥獣被害対策の観点からも望ましいと考えられる。</p> <p>そこで、災害により猟銃を亡失し、又は猟銃が滅失した者(当該猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けてから3年を経過していない者に限る。)について、原則として許可が失効した日から1月以内に許可を受けるのであれば、現に猟銃を所持している場合に準じて技能検定及び射撃教習を免除することとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	現行の銃刀法第5条の2(猟銃及び空気銃の許可の基準の特例)
想定される代替案	災害等のやむを得ない事情の有無に関わらず、猟銃の所持の許可が失効した者(当該猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けてから3年を経過していない者に限る。)について、許可が失効した日から1月以内に許可を受けるのであれば、現に猟銃を所持している場合に準じて技能検定及び射撃教習を免除することとする。	
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合
(遵守費用)	やむを得ない事情によって所持許可の更新を受けることができずに許可が失効した者についての救済措置と同様の措置を、災害により猟銃を亡失等した者についても行うものであり、当該措置の対象者は、猟銃の所持の許可を受けるに当たって技能検定及び射撃教習が免除されることから、新たな遵守費用は生じない。	災害等のやむを得ない事情の有無に関わらず、許可が失効した者は、猟銃の所持の許可を受けるに当たって技能検定及び射撃教習が免除されることから、新たな遵守費用は生じない。
(行政費用)	申請者が災害により猟銃を亡失等したことについて審査する事務等が都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に発生するが、既存の事務と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じない。	公安委員会が災害等のやむを得ない事情について審査する必要がないため、新たな行政費用は生じない。
(その他の社会的費用)	新たな社会的費用は想定されない。	新たな社会的費用は想定されない。

規制の便益	各要素の便益	代替案の場合
	<p>震災、風水害、火災その他の災害により猟銃を亡失等して許可が失効した者については、一定の基本的な技能を有していると認められる者であれば、改めて許可を受けるに当たって技能検定又は射撃教習が免除されることから、許可を受けようとする者にとっては、手続の負担が軽減されるという便益があり、また、これにより再び許可を受ける者が増加することにより、一般狩猟による有害鳥獣の捕獲等が促進されるという鳥獣被害対策上の効果も期待できる。</p>	<p>やむを得ない事情の有無に関わらず、猟銃の所持の許可が失効した者について、一定の基本的な技能を有していると認められる者であれば、改めて許可を受けるに当たって技能検定又は射撃教習が免除されることから、許可を受けようとする者の手続の負担軽減になるとともに、鳥獣被害対策上の効果も期待できる。しかしながら、やむを得ない事情の有無に関わらずに救済措置を認めることとすると、猟銃の管理が不適切であったことから猟銃を亡失等したような猟銃を適切に管理できない者等にまで許可を与えることとなり、危害予防上の問題が生じるおそれがある。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>まず、改正案の費用と便益を比較すると、新たな費用はほとんど生じないのに対し、便益の点では、許可を受けようとする者の手続の負担軽減になるとともに、鳥獣被害対策上の効果も期待できるところであり、費用以上の便益があるものと評価することができる。 また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では、両者ともほとんど差がないのに対し、便益の点では、代替案に上記のような問題点がある。 したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>なし。</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>改正法の施行後、規制の適用状況等を動かし、本規制によってもなお危害予防上の問題が生じるに至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。</p>	
<p>備考</p>		